

千葉市住民情報系システム標準化開発委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市電子情報処理規程（平成14年千葉市訓令（甲）第10号。以下「規程」という。）第15条の規定により、千葉市住民情報系システム（以下「システム」という。）の標準化にあたり必要な事項を審議するため、千葉市住民情報系システム標準化開発委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) システム標準化計画の策定に関する事項
- (2) システムの標準化の管理に関する事項
- (3) その他、システムの標準化のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 会議は非公開とする。ただし、委員長が委員会に諮って公開すると決定したときは、この限りでない。
- 5 委員長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて書面で表決することができる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、関係者を委員会に出席させて

意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、総務局情報経営部情報システム課住民情報系システム標準化推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(分科会)

第8条 委員長は、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月24日から施行し、規程第15条の規定により指定される指定情報システムの指定解除をもって効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

委員長	総務局情報経営部長
委員	総務局情報経営部業務改革推進課長 総務局情報経営部情報システム課長 総務局情報経営部情報システム課住民情報系システム標準化推進室長 財政局税務部税制課長 財政局税務部課税管理課長 財政局税務部納税管理課長 市民局市民自治推進部区政推進課長 保健福祉局保健福祉総務課長 保健福祉局保護課長 保健福祉局健康福祉部地域福祉課長 保健福祉局健康福祉部健康推進課長 保健福祉局健康福祉部健康支援課長 保健福祉局医療衛生部医療政策課担当課長 保健福祉局医療衛生部健康保険課長 保健福祉局高齢障害部高齢福祉課長 保健福祉局高齢障害部介護保険管理課長 保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課長 保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課長 保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課長 こども未来局こども未来部健全育成課長 こども未来局こども未来部こども家庭支援課長 こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課長 教育委員会事務局学校教育部学事課長 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課担当課長 選挙管理委員会事務局次長